様式第１号

土地改良事業要望書

令和　　年　　月　　日

米子市長　伊木隆司　様

申請者　団体

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※自署は押印省略可、ただし土地改良区及び法人は押印省略不可

　下記のとおり、土地改良事業の施行を要望します。

なお、当該土地改良施設の利用に係る維持管理は、工事完了後も引き続き利用者である地元が行います。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業種別※裏面参照 | □かんがい排水路（□用水路　□排水路　□用排水路）　　□農林道　　　□農道舗装□ため池※災害防止目的のもの（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□水利施設（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　□暗きょ排水　　□農地災害復旧　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 要望個所 | □要望位置図（米子市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 施設状況 | □老朽化※内容を記載→□目地漏水　□破損　□劣化　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□土水路　　□水路断面不足　　□水路底高不適切　　□水路閉塞□未舗装　　□農道幅員不足　　□被災□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 営農状況 | □営農している※農作物を記載→□米　□ネギ　□人参　□カンショ　□その他（　　　　　　　　　）※複数選択可□営農していない→□維持管理されている　□維持管理されていない→□事業完了後に営農する予定がある　□営農する予定がない　　　→□米　□ネギ　□人参　□カンショ　□その他（　　　　　　　　　）※営農予定がある場合のみ選択、複数選択可 |
| 受益状況 | □受益地を要望位置図に着色→受益戸数（　　　　　　　　戸）　・　受益面積（　　　　　　　　　ha） |
| 要望概要 | □新設　　□更新　　□補修　　□農道舗装　　□農道拡幅　　□災害復旧　　□浚渫□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）→施工規模（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 受益地の確認事項 | □農振農用地域内である□農地中間管理権が設定されている□多面的機能支払交付金の活用エリアである　　□活用エリアではない　→今回交付金を活用しない理由※活用エリアの場合（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□担い手（認定農業者及び基本構想目標水準達成者）又は新規就農者が営農している□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

農地利用最適化推進委員　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　※自署は押印省略可

【関係者署名簿】※自署は押印省略可、ただし土地改良区及び法人は押印省略不可

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　　所 | 氏　　　名 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

【参考：受益者分担金を伴う土地改良事業】　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和４年７月現在

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業種別 | 主な整備内容 | 地元負担率 |
| かんがい排水路整備 | ・コンクリート水路の新設、更新、補修・災害復旧（原形復旧から検討）　・浚渫・安全施設の新設、更新、補修 | 10％ |
| 農林道整備 | ・農道の新設、拡幅（舗装のみも含む）・災害復旧（原形復旧から検討） | 17％ |
| 農道舗装 | ・アスファルト舗装（コンクリート舗装）・災害復旧（原形復旧から検討） | 5％ |
| 水利施設整備 | ・鋼製ゲートの新設、更新、補修・水中ポンプの新設、更新、補修・災害復旧（原形復旧から検討）・ため池栓、土砂吐ゲートのみ新設、更新、補修 | 15％ |
| ため池整備※災害防止目的のものであり、ため池栓等取水施設のみは水利施設となる | ・堤体法面保護の新設、更新、補修・ため池栓、土砂吐ゲートなど取水施設を堤体法面保護と含めて整備する場合はため池整備とする・災害復旧（原形復旧から検討）　・浚渫・安全施設の新設、更新、補修 | 6％ |
| 暗きょ排水 | ・暗きょ排水の新設、更新 | 20％ |
| 農地災害復旧 | ・災害復旧（原形復旧から検討） | 20％ |

※事業費のうち事業計画書及び査定設計書を作成するに要する経費を除く